

2 まとめと提言

今回の調査の結果として、学校と図書館との連携を推進する方策について具体的に提言することによってまとめとしていきたい。

(1) 図書館行政の一元化によるオンライン化・配送システムの整備

宇都宮市などにみられるような市立図書館と学校図書館がオンライン化し、配送システムなど整備を進めることによって、学校に居ながらにして市立図書館の窓口立つのと同じ環境になる。図書館や他の学校にある図書も利用できるような図書の共有システム、学校への図書の配送など図書館行政を一本化することによって、「図書館と学校の連携」という枠組みではなく、一体化していくことの方が合理的である。北海道恵庭市のような市立図書館が学校図書館を所管する組織体制が確立することが学校にとっても合理的であると考えられる。それは、教育行政が長期的な施策として整備を進める必要がある。

(2) 学校と図書館の関係をコーディネートする人材の配置

司書教諭、学校図書館担当教員、学校図書館活動支援員あるいは学校図書館司書業務嘱託員等、学校支援（図書館）ボランティアなど図書館と学校との関係を媒介するコーディネーターとなり得る人々が組織的に配置される必要がある。また、例えば司書教諭一人がそれを担当するのではなく、ボランティアと協働で、役割分担しながら、グループでコーディネーションを進める方が合理的である。そのためには学校図書館ボランティアの養成研修を図書館が行うこと、司書資格を持つ保護者、地域住民等の協力を得ること、学校図書館司書（学校図書館活動支援員、学校図書館司書業務嘱託員）の配置を行うこと、などを市町の教育委員会で取り組む必要がある。

(3) 教員と学校の関係づくり

異なる主体間が「連携」する際に、当事者同士の関係づくりを欠かすことはできない。どんなに合理的な連携でも、当事者間の意思疎通が円滑に進むことによってでしか効果をあげることができない。そこで、教員を対象とした図書館利用促進の研修会や各種の情報提供サービスを行うことが効果的である。名古屋市鶴舞中央図書館が行っている学校教員を含めた図書の選定会(年 11 回)は、図書館活動に教員を参画させていく仕組みとなっている。さらには司書資格を持つ教員に対する再教育、研修や交流を推進することによって、学校の中に図書館の良質な理解者を確保していくことにつながる。

(4) 子どもの読書活動推進計画における位置づけ

文科省の調査(2008.3.31)によれば、全国の市町村で「子ども読書活動推進計画」を策定しているのは、654 市町村(36.3%)である。現在策定中、策定について検討中を加えると 1,457 市町村(80.8%)である。栃木県内では、14 市町(2009.3)と半数以上の市町が策定している。こうした推進計画にはしばしば、学校図書館の充実や図書館と学校のネットワークの充実が位置づけられている。学校と図書館の連携を促進する施策の方向性を明確にす

ると共に、「子どもの読書」という総合的な目標体系の中に位置づけられることによって、図書館と学校の関係が一部の先行事例ではなくなり、学校の図書利用水準の維持を図り、広く普及啓発が促進される。

(5) 学校情報・ニーズの図書館への組織的提供

これまでやや一方的に図書館が学校にサービスするしくみを提言してきたが、最後に学校側からの組織的な情報提供の必要性を指摘しておきたい。

まず、学校は図書館利用計画を作成し、図書館に示すことが必要である。そして、それらをもとに、共同でメニューやマニュアル作成作業を行う。そこではじめてお互いのニーズが明確となり、情報を共有することが可能になる。具体的には、図書館職員が、学校でどの時期にどのような図書資料の需要が高まるのか、いつごろ図書館を訪問利用したいのかを把握する手だてとなる。それにより、学校への貸出を視野に入れた選書や計画的な貸出も可能になると考えられる。この作業をとおして、図書館職員と教員の間には交流や相互理解が生まれることも大きなメリットである。こうした学校からの情報も可能な限り、市町全体として計画的に進める必要がある。教育委員会や地元の教育会の部会などが主催し、市町全体としての計画をとりまとめる必要がある。